



形広連選告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項で準用する第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年3月14日

山形県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員長 伊藤 陽 介



選挙権を有する者の50分の1の数 17,381人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
208,627人

広域連合議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区名	直接請求に必要な 選挙権を有する者の数
第1区（村山地区）	139,086人
第2区（最上地区）	19,048人
第3区（置賜地区）	53,768人
第4区（庄内地区）	72,017人